

はじめに

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register 環境汚染物質排出移動登録)は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告すること等により行政も把握し、それを集計して、公表する仕組みである。

PRTRは、次のような多面的意義が期待され、今後の環境保全施策を推進する上で重要な手段である。

- 環境保全上の基礎データとして重要な位置づけを有すること
- 行政による化学物質対策の優先度の決定に当たり重要な判断材料となること
- 事業者の化学物質の排出量削減のための自主的取り組みの促進に寄与すること
- 国民への情報提供を通して、化学物質による環境リスクへの理解を深め、化学物質対策への協力及び環境への負荷低減努力を促進するものとなること
- 化学物質に係る環境保全対策の効果・進捗状況を把握する手段となること

PRTRについては、平成 8年に、OECD (経済協力開発機構)が加盟各国に対しその導入に取り組むことを勧告している。

この勧告を受け、環境庁では平成 9年度に、神奈川県及び愛知県の一部地域において、PRTRパイロット事業を実施した。その集計結果等は「PRTRパイロット事業中間報告」として平成 10年 5月に公表するとともに、国民各層の意見を求めた。募集した国民意見等を踏まえて、平成 10年 9月に「PRTRパイロット事業評価報告書」をまとめた。

平成 10年度には、前年度の地域に北九州市を加えた地域において引き続きPRTRパイロット事業を実施した。

本報告書はその結果をまとめたものである。

平成 10年 7月に環境庁長官から中央環境審議会に対して「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」諮問があり、我が国へのPRTR制度の導入について、集中的な審議の結果、同年 11月に、我が国におけるPRTR制度の導入に当たっての基本的考え方についての中問答申がまとめられた。これを受けた環境庁は、通産省と共同で「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案」をまとめた。同法律案は、3月に国会に提出され、衆議院で一部修正された後、7月 7日に参議院にて可決、7月 13日に公布されたところである。

同法に基づきPRTRは、平成 13年度からの実施を予定しており、本報告書にまとめられた成果が、これに向けての様々な検討や準備に、大いに役立つことを期待している。